## 当別町議会報告会

平成 25 年 3 月 29 日 (金) ゆとろ 多目的ホール

### 1 議会報告会とは

議会の情報発信力を拡大・充実し、議会活動の情報を積極的にお知らせするとともに、出席者との懇談を通じて、住民の皆さんの意見を把握して議会として住民福祉の向上を目指すために開催します。

## 2 今日の議会報告会

昨年12月に「行政推進員連絡協議会」の役員14人の皆さんとの懇談会を開催し、議会報告会の開催についてご意見を伺った結果、町内会の皆さんとの懇談を主な目的として開催することにしました。今日、皆さんからいただくご意見も参考にした上で、今後も続けたいと考えています。

## 3 今日の報告会の内容

- ① 3月定例会の報告
- ② 議会改革の取り組み
- ③ 政治倫理条例
- ④ 懇談 (議会、町政に対する意見・要望など意見交換)

## 4 3月定例会(会期 3月5日~3月19日 15日間)

月日		内		容
3月5日	本会議	委員会報告	(陳情書の取扱い)	
		議員提出議	案の議決	
		陳情の委員	会付託	
		町長・教育	長の新年度予算概念	要説明
3月6日	委員会	補正予算な	どの審査	
3月7日	本会議	補正予算な	どの議決	
		新年度予算	概要説明に対する	各会派の代表質問
		新年度予算	関連議案の提出	
		予算審査特	別委員会の設置	

3月8日~11日	<b>委員会</b> 新年度予算などの審査
3月12日	本会議 一般質問(4人)
3月13日~18日	予算審査特別委員会 (15日は休会)
3月19日	本会議・予算審査特別委員会報告(新年度予算関連議案の議決)
	委員会報告(陳情書の取扱い)
	町長提出議案の議決

## 5 議案の議決状況

(1)一般会計補正予算(第6号)

[生活環境] 除排雪対策 9,390 万円増

[学校教育] 小・中学校大規模改修 8,950 万円 (新規)

「財政対策〕基金積立 7,080 万円増

## (2) 議員提出議案 6件

## 意見書

地方交付税削減反対

ブラッドパッチ療法の保険適用

TPP交渉参加断固反対

## 条 例

政務活動費 20%削減

政務活動費の清算払い

議員期末手当の10%削減

## (3) 町長提出議案

新年度予算関連議案 12件

その他 4件

## (4) 平成25年度予算審査

各常任委員会、予算審査特別委員会で述べ5日間の審査

一般会計は対前年度比 1.2%減の 75 億 3 千万円

特別会計を含めた全体予算は134億円(0.1%増)

# 平成25年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書

本定例会において付託された案件について、平成25年3月13日 14日、18日の3日間に亘り慎重審査の結果、一部意見を付して次の とおり決定したので報告します。

### 1 審査の結果

- (1) 議員提案第4号及び議員提案第5号
- (2) 議案第12号から議案第23号

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

新年度予算案は、一般会計で対前年度比 1.2%減の75億2千7百47万円であり「少子化対策」、「インフラ整備と防災・災害対策」「まちの魅力発信とブランドの創出」の施策を中心として予算編成されている。町民の負託に応えるため最大限の効果が現れるよう計画的かつ効率的な予算執行に万全を期せられたい。

平成25年3月19日

議長高谷茂様

平成25年度当別町各会計 予算審査特別委員会 委員長 神 林 俊 一

## 6 新年度予算の概要

(1) 当別町第5次総合計画 「基本施策の方向性」に基づく主要事業

(千円)

			(111)
	●基本的な視点 項目	担当部署名	H25 予算額
1	住みよいまちづくり (地域づくり・生活環境)		•
	防災資機材等備蓄事業	総務部	1,900
	町有建物耐震診断調査事業	総務部	3,650
	町内会館施設改修事業【新規】	総務部	6, 069
	消防救急デジタル無線共同整備事業負担金	総務部 (消防)	1, 639
	高機能消防指令システム整備事業負担金	総務部 (消防)	17, 121
	当別消防創設 100 周年記念事業【新規】	総務部 (消防)	2, 059
	当別町コミュニティバス本格運行事業	企画部	12, 000
	基幹行政システム運用事業	企画部	6, 904
	まちの魅力発信事業	企画部	700
	地域で子どもを育む社会づくり事業【新規】	企画部	400
	消費生活相談事業	住民環境部	4, 140
	除排雪事業	建設水道部	212, 138
	町道十五線防雪柵設置事業	建設水道部	26, 000
	除雪機械購入事業【新規】	建設水道部	39,000
2	すてきな人づくり (子育て・生涯学習)		
	当別町人材育成基金の活用推進事業補助金	企画部	1,000
	夏至祭等事業費補助金	企画部	5,000
	子育て支援センター運営事業	福祉部	2, 178
	子ども発達支援センター運営事業	福祉部	14, 524
	放課後児童対策事業 (子どもプレイハウス)	福祉部	13, 965
	児童手当	福祉部	207, 676
	学校給食センター改修事業	教育委員会	39, 431
	白樺コミュニティーセンター耐震診断調査業務委託事業【新規	教育委員会	3, 050
3	元気なまちづくり (健康・福祉)	•	•
	後期高齢者医療事業	住民環境部	185, 738
	妊婦一般健康診査等委託事業	福祉部	5, 604
	各種健診(検診)相談等事業	福祉部	22, 876
	L	i .	

	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業	福祉部	8, 979
	地域包括支援センター事業	福祉部	18, 991
	介護保険デイサービス・ホームヘルプサービス事業	福祉部	70, 638
	福祉避難所整備事業	福祉部	1,500
4		,	
	農業経営基盤強化資金利子補給事業	経済部	6, 350
	農業農村整備事業	経済部	82, 577
	雇用創出事業	経済部	8, 250
5	美しいまちづくり (自然・環境・景観)		
	石狩太美駅屋根外塗装委託事業【新規】	総務部	2, 768
	美しいまちづくり推進事業	企画部・住民環境部	1, 120
	ごみ収集運搬・減量化事業	住民環境部	96, 553
	資源回収・リサイクル事業	住民環境部	1, 920
	石狩市廃棄物処理施設等負担金	住民環境部	115, 505
	し尿収集運搬業務委託事業	住民環境部	22, 515

## (2) 当別町第5次総合計画 「重点プラン」に基づく主要事業

(千円)

	●重点プラン 項目	担当部署名	H25 予算額
1	がんばる経済活動への支援		
	当別ブランド推進事業	企画部 • 経済部	12, 422
	ホームページリニューアル事業【新規】	企画部	3, 000
	ふれあいホール運営協議会負担金	経済部	1,000
	当別新産業活性化センター補助金	経済部	2, 500
	仮称 当別町インフォメーションセンター検討調査委託事業【新規】	経済部	3, 812
2	いきいきとした地域コミュニティの創造		
	行政区及び行政推進員制度	総務部	6, 505
	町内会運営費補助金	住民環境部	10, 290
	当別町文化創造と賑わい創出拠点事業(当別赤れんが6号管理)	経済部	6, 956
	社会教育・体育施設管理運営事業	教育委員会	55, 528
3	地域で見守り育てる福祉・教育環境の創造		
	特定健康診査・特定保健指導等保健事業	住民環境部	34, 094

	障がい者の地域生活への支援	福祉部	23, 302
	地域活動支援センター事業	福祉部	10, 051
	障がい福祉サービスの実施	福祉部	418, 961
	重度心身障がい者医療費の給付	福祉部	42, 127
	私立保育所運営事業	福祉部	49, 747
	ふとみ保育所業務民間委託事業	福祉部	94, 588
	私立幼稚園特別支援教育費補助金	教育委員会	3, 978
	学校支援地域本部事業	教育委員会	801
4	自然や田園など景観に魅せられるまちづくり		
	農地・水保全管理支払交付金	経済部	42, 418

## 7 議会改革の取組み (平成23年改選期~)

項目	検 討 経 過
議会基本条例の制定	検討中
議員定数	
・町民の意見を聞く場の設置	検討中
・定数の削減	検討中(17人から12人に削減の請願を否決)
議員報酬	
・報酬月額の削減	検討中
・期末手当加算額の廃止	検討中
議会傍聴規則の見直し	規則を一部改正(平成 24 年 2 月)
議員の政治倫理規定	政治倫理条例を制定(平成24年6月)
政務活動費 (政務調査費)	
・使途基準の明確化	「政務調査費の手引」を作成し、広報費を削除
・条例規則の改正	24年12月定例会で地方自治法の改正に伴い一部
	改正
	(3月定例会でさらに改正し清算払いを導入)
・情報公開(収支・活動報告)	平成 24 年度分から収支報告、活動報告を公開
情報公開	
・町民の意見を聞く場	実施済み
(議会報告会等)の設置	
・議会中継の実施	検討中
・議案に対する賛否の公開	実施済み(議会だよりで公開)
・議会 IP の充実	可能なものから実施
その他検討項目	
・議長公用車の廃止	平成 23 年度で廃止
・請願・陳情提出者の意見陳述	試行中(可能な限り意見陳述の場を設ける)

<sup>※</sup>これらの検討項目のほか、「通年議会の開催」「常任委員会数」「一般質問での質問や答弁 方法」など議会運営上の改革項目で、住民の皆さんと議会との関係に直接影響を及ぼさない 項目についても検討しています。

## 8 政治倫理条例

当別町議会議員 政治倫理条例(逐条解説)

(目的)

第1条 この条例は、当別町議会(以下「議会」という。)を構成する当別町議会議員(以下「議員」という。)が、町民全体の代表者及び奉仕者(以下「代表者等」という。)として議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準(以下「政治倫理基準」という。)について定めるとともに、自らが説明責任を果たすこと及び町民が議員に対し説明を求める機会を保障することにより、議会及び議員が町民から更なる信頼を得る基盤を作り、町政の発展に寄与することを目的とする。

条例の背骨である政治倫理基準を定め、議員が更なる信頼を得る基盤づくり、町政発展に寄与することを目的規定とする。

(議員の責務等)

- 第2条 議員は、町政にかかわる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準 を遵守し、町民の信頼に値する高い倫理的義務に徹し、良心と責任をもって行動しなけ ればならない。
- 2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、法令等を遵守し、議員としての品位と名誉の保持に努め、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- 3 議会は、議員の責務を保障するため、必要な措置を講ずるものとする。

町民全体の代表者、奉仕者として望まれる基本姿勢、二元代表性の一翼を担う議会を構成する一員として求められる資質など、議員という公職者に求められる基本的な責務について明示している。また、このような趣旨を貫き、町民の信頼に値し、品位と名誉を保持し、不当な要求に屈することの無いよう、議員の責務を保障するため、必要かつ適切な措置を議会が担保する規定。

(政治倫理基準)

- 第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
  - (1) 議員は、町民全体の利益を重視し、その代表者等として、議決された事項について 説明責任を果たし、事実に反する情報の提供等、品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為及び議員活動をしてはならない。
  - 第1項第1号は、この条例の第一義的規定であり、町民の福祉に反する行為や議員活動を自ら律しようとするもの。
  - (2) 議員は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)の規定による寄附について、 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援 団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置しなければならない。
  - 第2号は、適法な寄付であっても、疑惑や批判を受けることの無いよう自ら律しようとするもの。
  - (3) 議員は、町長その他の執行機関及びその補助職員並びに町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者(当別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年当別町条例第5号)第7条の規定により指定されたものをいう。)の役職員(以下「職員等」という。)に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- ア 公共工事の請負等の斡旋
- イ 公共施設の入居に関しての推薦
- ウ 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- エ 許認可、補助金その他の給付の決定への関与
- オ アからエに掲げるもののほか職員等の公正な職務の執行を妨げる行為

## 第3号は、いわゆる口利き行為を禁じるもの。第4号は、町民からの口利きの働きかけを拒もうとするもの。

- (4) 議員は、その地位による影響力を不当に行使させる町民その他からの働きかけに応じてはならない。
- (5) 議員は、その地位を利用して、社会通念上疑惑を持たれるおそれのある金品を受領してはならない。

#### 第5号は、議員の地位を利用した金品の授受を禁じようとするもの。

(6) 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

#### 第6号は、町民や職員との飲食を通じた利益供与を排除しようとするもの。

(7) 議員は、その地位を利用して、何人にも強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。

#### 第7号は、議員の地位利用により、圧力をかける行為などを禁止しようとするもの。

2 議員は、前項の規定に違反するとの疑惑が持たれた場合には、真摯な態度で疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

#### 第2項は、前項に違反すると思われた場合の説明責任の規定。

(職務関連犯罪による逮捕後の説明会)

- 第4条 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの 各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利 得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪(以下「職務関連犯 罪」という。)による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に 対し議会の主催による町民への説明会の開催を逮捕の日から20日以内に限り求める ことができる。
- 2 議長は、前項の規定による請求を受けた場合には、当該説明会を開催するよう努めなければならない。
- 3 第1項の規定による説明会を開催する場合には、当該議員は町民への説明を自ら行わなければならない。

問責制度は、万が一不祥事が起きてしまった場合に、事後に対処するための制度。贈収賄などの容疑を受けた議員が説明会を開き、町民にとってはその責任を追及する機会となるが、議員にとっては、身に覚えのない容疑をかけられた場合に、自らの正当性を説明し、自らの身を守る機会ともなる制度。なお、逮捕の段階では、起訴されるか否かは不明のため、説明会は容疑を受けた本人の申出によるもののみとする。

(職務関連犯罪による起訴後の説明会)

- 第5条 議員が、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に対し議会の主催による町民への説明会の開催を起訴の日から20日以内に限り求めることができる。
- 2 町民 ((公職選挙法(昭和25年法律第100号)以下「法」という。)の規定による直 近の当別町選挙人名簿登録者であるものをいう。以下この項(次条で準用する場合を含

- む。)、第8条及び第11条において同じ。)は、前項の規定による説明会が開催されない場合又は開催された説明会の内容に疑義がある場合には、起訴の日から20日以内又は説明会の開催された日から20日以内に議長に対し町民の50人以上の連署により説明会の開催を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求を受けた場合の議長及び当該議員の対応は、前条第2項及び前 条第3項の規定を準用する。

起訴後の説明会は、本人の申し出のほか、町民50人の請求も認める。

(職務関連犯罪の有罪判決後の説明会)

- 第6条 議員が、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に とどまろうとするときは、議長に対し議会の主催による町民への説明会の開催を判決の 日の翌日から14日を経過した日以後20日以内に限り求めることができる。
- 2 町民は、前項の規定による説明会が開催されない場合又は開催された説明会の内容に 疑義がある場合には、議長に対し説明会の開催を請求することができる。
- 3 前項の規定による説明会の開催等については、前条第2項及び前条第3項の規定を準用する。この場合において、「起訴の日から20日以内」とあるのは「判決の日の翌日から14日を経過した日以後20日以内」と読み替えるものとする。

説明会開催用件は第5条と同じだが、14日間の控訴期間を考慮している。

(職務関連犯罪の有罪確定後の措置)

第7条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、町民全体の代表者等としての品位と名誉を守り、議会に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

辞職手続きとは、責任への自覚と自らの辞職を促すもの。

(審査請求の手続き)

- 第8条 町民は、議員が第3条第1項の規定に違反すると認めるときは、議長に対し町民による審査請求書(別記様式第1号)、町民の50人以上の連署及び同項に違反することを証する資料を提出し、審査請求を行うことができる。
- 2 議員は、他の議員が第3条第1項の規定に違反すると認めるときは、議長に対し3人以上の数の議員の連署による当別町議会議員による審査請求書(別記様式第2号)及び同項に違反することを証する資料を提出し、審査請求を行うことができる。

町民50人以上を審査請求の要件とするとともに、議員3人以上も審査請求できる。

(事前審査)

第9条 議長は、前条の規定により審査請求がなされたときは、あらかじめ当該請求に足 る書類が具備されているか審査するものとする。

審査請求の乱発を抑制するとともに、速やかな事務手続きとするための規定。

(政治倫理審査会の設置)

- 第10条 議長は、前条の審査を経て審査請求を受理した場合には、当別町政治倫理審査 会(以下「審査会」という。)を設置しなければならない。
- 2 審査会は、第3条第1項に規定する政治倫理基準に照らして調査を行い、議長に対し 審査会設置の日から概ね60日以内に結果を報告しなければならない。

3 審査会は、議長に対し前項の規定による報告を行う場合には、政治倫理に関する意見 を述べることができる。

審査会は、議会が設置する付属機関であり、審査請求があったとき、議長の求めに応じて審議する規 定。

(審査会の組織等)

- 第11条 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、町民、議員及び学識経験者で構成する。
- 3 次の各号に掲げる者は、委員となることができない。
  - (1) 第8条の規定による審査請求を行った町民又は議員
  - (2) 審査請求の対象とされた議員(以下「対象議員」という。)及び当該対象議員の親族
  - (3) 審査請求の対象とされた行為の関係人及び当該関係人の親族
- 4 議員の委員数は、委員総数の過半数を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、審査結果の議長への報告をもって終了する。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、当別町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年当別町条例第15号)第2条第10号に規定する特別職の例による。

審査会の構成要員の規定。議員も入ることができる。報酬、費用弁償を支給する。

(審査会の委員)

- 第12条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

#### 審査会構成の基本事項の規定。

(審査会の会議)

- 第13条 審査会は、委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### 会議の成立要件、意思決定の基本事項の規定。

(審査会の調査)

- 第14条 審査会は、対象議員及び審査の対象とされた行為を調査するために必要がある と認めた者(以下「対象議員等」という。)に対し、会議への出席、事情聴取、資料の 提出等業務の遂行のため必要な要請を行うことができる。
- 2 審査会は、前項の規定をみだりに濫用してはならない。

審査会に、事情聴取などの調査権を付与する。第2項は、審査会の暴走を抑制するための規定。

(対象議員等の責務)

第15条 対象議員等は、審査会から会議への出席、事情聴取、資料の提出等を要請されたときは、これに積極的に応じなければならない。

2 対象議員等は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べることができる。

実質的な審査を担保するため、対象議員等の責務を規定するとともに、対象議員等の陳述等の権利を 付与する。

(結果の報告)

- 第16条 議長は、審査会から第10条第2項の規定による結果の報告及び同条第3項の 規定による意見(以下「結果の報告等」という。)を受けたときは、審査請求をした者 及び対象議員に対し、その内容を文書で速やかに通知するとともに、その概要を結果の 報告等を受理した日から10日以内に公表するものとする。
- 2 対象議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出 することができる。
- 3 議長は、前項の規定による弁明書を受理した場合には、全文又は概要を公表するもの とする。
- 4 第1項及び前項の規定による公表の方法は、当別町公告式条例(昭和25年当別町条例第26の2号)の例による。

審査結果を広く町民に公開する規定。合わせて、対象議員の弁明権を付与する。

(議会の措置)

- 第17条 議会は、審査会の結果の報告等を尊重するものとする。
- 2 議会は、対象議員が政治倫理基準に違反したものと認められるとき、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

条例の実効性を確保するため、議会は審査会の報告を尊重する必要がある。また、このような趣旨を 貫き、町民の信頼回復を図るため、報告後の適切な措置を議会が担保する規定。

(議長職務の代行)

第18条 議長が対象議員になったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象議員になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

議長、副議長が対象議員になった場合の代行規定。

(進用)

第19条 審査会の運営に関し必要な事項は、当別町議会規則(昭和62年当別町議会規則第1号)及び当別町議会委員会条例(昭和62年当別町条例第9号)を準用する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 懇 談